保連発 0 7 0 3 第 1 号 令 和 2 年 7 月 3 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 ( 公 印 省 略 )

## 医療提供体制設備整備交付金の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「医療提供体制設備整備交付金実施要領」(以下「実施要領」という。)を定め、令和2年6月12日から適用することとしたので、通知する。

なお、本通知の施行に伴い、令和2年3月3日保連発 0303 第2号「医療提供体制 設備整備交付金の実施について」は廃止する。

また、実施要領中に規定する複数の保険医療機関等による一括申請に係る取扱いの詳細については、追って定め、通知することとする。

## 医療提供体制設備整備交付金実施要領

#### 第1 趣旨

令和元年度医療提供体制設備整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)2の規定に 基づき、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、国から医療提供体制設 備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情 報化支援基金(以下単に「基金」という。)を造成し、当該基金を活用して、医療情報化支援 基金管理運営要領(以下「管理運営要領」という。)3の事業を行うために必要な手続等につ いて、定めるものとする。

# 第2 交付対象事業

- 1 管理運営要領3(1)の交付対象事業は、次のとおりとする。
  - (1) オンライン資格確認の導入に必要となる顔認証付きカードリーダー(厚生労働省が 示した仕様書の基準を満たす製品に限る。)等の導入に係る事業(保険医療機関等(健康 保険法(大正11年法律第70号)第86条第1項に規定する「保険医療機関等」をいう。 以下同じ。)において、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末を購入す る場合に限る。)
- (2) 保険医療機関等において、オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末(電子証明書を含む。)の購入等、レセプトコンピューターに組み込むパッケージソフトの購入(基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。)、オンライン請求回線初期導入(回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含み、レセプトのオンライン請求システムが未対応である保険医療機関等に限る。)、既存のオンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修(ネットワーク整備等に係る経費及び電子カルテシステムの薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。)、(1)の顔認証付きカードリーダー(1台9.9万円以下のものに限る。)の購入並びにオンライン資格確認等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業(これらの事業に交付するのは、(1)の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。)
- 2 1 (1) の顔認証付きカードリーダーについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)附則第1条の2の規定に基づき、保険医療機関等からの申出に応じて支払基金にて当該物品を調達し、及び提供するものとする。なお、保険医療機関等に提供する顔認証付きカードリーダーの台数は、別表1-1から別表3のとおりとする。

3 管理運営要領3(2)の交付対象事業は、管理運営要領3(1)の実施に附帯する支払基金における事務費(報酬、給与、職員手当等、社会保険料、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。)、事務の簡素合理化を図るための電子情報処理組織の導入等に伴う費用及びこれらのシステム改善等に要する費用、その他厚生労働大臣が必要と認めるものとする。

## 第3 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる病院における第 2 の 1 に係る補助率及び補助限度額は、別表 1-1 から別表 1-3 のとおりとする。
- 2 健康保険法第63条第3項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局(グループで処方 箋の受付が月4万回以上の薬局をいう。以下同じ。)における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。
- 3 健康保険法第 63 条第3項各号に掲げる診療所又は2に規定する大型チェーン薬局以外 の薬局における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。
- 4 第2の1(2)の補助金額は、次の順で算定するものとする。
  - (1) 第2の1(2)に係る総事業費に、別表1-1から別表3の「2.補助率」に定める 率を乗じた額を算定する。
- (2) (1)の額と、別表 1-1 から別表 3 の「3.補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。(1,000 円未満切り捨て)

#### 第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第3の2の同一グループ内の処方箋受付回数が1月に4万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成30年3月5日保医発0305第3号)第88の1(8)の例によるものとする。

当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処 方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たり の処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- (1) 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日 から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。
- (2) 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で 除した値とする。
- (3) 開設者の変更(親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等) 又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(昭和35年法律第145号)上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬 局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、(2)の記 載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

## 第5 事業を実施する場合の条件

- 1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部 として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付す る場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。
- (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を利用できる環境(顔認証付きカードリーダーの活用を含む。)を整備しなければならないこと。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けないで、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 支払基金の理事長の承認を受けて(2)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 事業に係る収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした 帳簿を備え、当該収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等について証拠 書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承 認を受けた場合には、その承認を受けた日。)の属する年度の終了後5年間保管してお かなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を 経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省 令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこ と。

- (6) (1) ~ (5) の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額(減価償却(5年)に応じた残額)及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。
- 2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から支払基金に納付があった場合には、 その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 3 支払基金が、この基金を財源の全部又は一部として、第2の3に係る事業を実施する場合には、支払基金に対し1(2)~(5)に規定する条件を付すものとする。この場合において、これらの規定中「支払基金の理事長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「支払基金」とあるのは「国」と読み替えて適用するものとする。

4 支払基金は、第2の2及び3に係る事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0円の場合を含む。)は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30 日までに、別紙様式1により厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を 国庫に返還しなければならない。

## 第6 交付対象者の募集

支払基金は、第2の1又は2の事業に対して補助を実施又は提供する場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、交付対象者の募集を行うものとする。

## 第7 申請手続き

第2の1及び2に係る顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を、第14で定める申請期間に、原則として、電磁的方法(支払基金の使用に係る電子計算機と申請書等の提出を行う保険医療機関等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法をいう。以下同じ。)により支払基金に提出して行うものとする。ただし、保険医療機関等がやむを得ない事情により、当該申請方法によることができない場合は、書面による申請でも差し支えないものとする。

#### 第8 電子申請

- 1 保険医療機関等が第2の1(2)に係る第7の申請を行う場合は、第2の1の全ての事業 の完了後に行うものとする。
- 2 取りまとめ者が複数の保険医療機関等の第7に係る申請を行う場合は、保険医療機関等 ごとの申請書を取りまとめた上で、一括して申請を行うことができるものとする。
- 3 保険医療機関等は、2の申請を行う場合は、申請を行う複数の保険医療機関等に関する 事項等を、あらかじめ、支払基金に届け出なければならない。

なお、複数の保険医療機関等による一括申請に係る取扱いの詳細については、追って通知することとする。

4 支払基金は、原則として、第9の規定に基づく交付の決定及び通知、第10の規定に基づく決定の取消し、第11の規定に基づく顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還命令及び第12の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。

# 第9 交付等の決定及び通知

支払基金は、第7の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて 行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤り がないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきもの と認めたときは、速やかに別紙様式3により顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の 交付の決定を通知するものとする。

#### 第10 決定の取消し

支払基金は、保険医療機関等が顔認証付きカードリーダー及び補助金を他の目的に使用し、 顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された 条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出し た補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報 告をしたと認められるときは、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。

## 第11 顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還

支払基金は、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を取消した場合に おいて、当該取消しに係る部分に関し、既に顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金が 交付されているときは、期限を定めて、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当 額(減価償却(5年)に応じた残額)及び補助金の返還を命ずるものとする。

#### 第 12 延滞金

- 1 支払基金は、第11に基づく補助金等の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、令和2年4月以降年3.0%(民法第404条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。)の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 1により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

#### 第 13 備え付け帳簿等

支払基金は、補助金台帳を備え、保険医療機関等ごとに顔認証付きカードリーダーの配付 台数、交付した補助金の額、交付期日その他必要な事項を記載するものとする。なお、当該 補助金台帳は、電磁的記録により作成及び保存を行うこともできるものとする。

#### 第 14 補助事業の申請期間

第2の1(1)及び2の顔認証付きカードリーダーの提供申請は令和2年8月から、第2の1(2)の補助金交付申請は令和2年11月から申請を開始するものとし、支払基金から顔認証付きカードリーダーの提供を受けた上で、第2の交付対象事業を令和5年3月31日までに完了させ、令和5年6月30日までに申請するものとする。ただし、当該期間について、医療介護連携政策課長は、支払基金の理事長と協議して変更することができるものとする。

# (別表1-1) 病院(顔認証付きカードリーダーを1台の提供を受ける場合)

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを1台提供	
第2の1(2)の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、105万円まで (210.1万円に左欄の補助率を乗
		じた額)

# (別表1-2) 病院(顔認証付きカードリーダーを2台の提供を受ける場合)

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを2台提供	
第2の1(2)の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、100.1万円まで (200.2万円に左欄の補助率を乗 じた額)

## (別表1-3)病院(顔認証付きカードリーダーを3台の提供を受ける場合)

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを3台提供	
第2の1(2)の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、95.1万円まで (190.3万円に左欄の補助率を乗 じた額)

# (別表2) 大型チェーン薬局

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを1台提供	
第2の1(2)の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、21.4万円まで (42.9万円に左欄の補助率を乗じ た額)

# (別表3) 診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを1台提供	
第2の1(2)の事業	補助率 3 / 4	補助限度額は、32.1万円まで (42.9万円に左欄の補助率を乗じ た額)

※別表の金額はいずれも税込み。

保連発 0 9 0 9 第 1 号 令 和 2 年 9 月 9 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 ( 公 印 省 略 )

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」(令和2年7月3日保連発0703第1号)の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今般、複数の保険医療機関等による一括申請に係る取扱いの詳細について定め、別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」を改正したので、通知する。

## 医療提供体制設備整備交付金実施要領

#### 第8 電子申請

- 1 保険医療機関等が第2の1(2)に係る第7の申請を行う場合は、第2の1の全ての事業 の完了後に行うものとする。
- 2 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織(以下「取りまとめ者」という。)は、同組織に属する複数の保険医療機関等の第7に係る申請を、一括して行うことができるものとする。
  - (1) 申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、別紙一括申請様式1による申請 書を支払基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関する事項の確認を受け なければならない。
  - (2) 2の申請は、別紙一括申請様式2による申請書を、電磁的方法により支払基金に提出して行うものとする。
  - (3) 別紙一括申請様式1及び2の詳細については、支払基金から取りまとめ者に提供する仕様書によるものとする。
- 3 支払基金は、原則として、第9の規定に基づく交付の決定及び通知、第10の規定に基づく決定の取消し、第11の規定に基づく顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還命令及び第12の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。